

鳥取県告示第 59 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市用瀬町川中宇猿山814の1から814の4まで、宇奥山谷854の1、854の3から854の5まで、869の1から869の6まで、宇鷺ヶ谷881の1、883、884、885の1から885の3まで、用瀬町安蔵宇西ヶ谷1092、宇本谷1094の1、1094の17から1094の20まで、1094の25、1094の28、1094の30、1094の41、宇カイノ谷1098の1、1098の5、宇会見ヶ谷1099の1、1100の1、1100の2、宇宝殿谷奥1160、1161、1162の1、1162の2、宇見打谷日向平1226の1から1226の3まで、宇日向平1227、宇見打谷影平1230、1231の1、1231の2、宇岡影平1232の1、用瀬町赤波宇小谷1496の1から1496の6まで、1496の11、1496の12、2212から2224まで、宇中尾1497の2、1497の3、1497の5、宇古川大サコ1498の1、宇犬渡1499、宇午房畑1500の1、1500の2、宇釈ノ段1501の1、宇高岩1502の1、1502の2、2267、宇小石川1899から1903まで、1905から1910まで、1910の1、1911、1912、1912の1、1913から1917まで、宇大石川1924、1924の1、1924の2、1925、1926、1926の1、1927から1929まで、1929の1、1929の2、1930から1934まで、宇女鹿ノ平1944から1946まで、1946の1、1947から1949まで、宇石休ノ向平1950から1955まで、宇小橋折1956から1958まで、1959の1、1961、宇大橋折1962の1、1962の2、1963、1964、宇上エノ段1965の1、1965の2、宇アワノ谷1966の1、1966の2、1966の5、1966の7、1966の8、宇東平1967の1、1967の2、宇大熊1968の1、1968の2、宇長ボウキ1969の1、1969の2、宇小石ヶ谷1970の1、1970の2、1970の4、1970の5、宇小石ヶ谷上塔1971の1から1971の3まで、宇サイノ瀧1972の1から1972の3まで、宇サイノタハ1973の1から1973の3まで、1973の7から1973の11まで、宇滝谷1974の1、1974の2、1974の4、1975の1から1975の11まで、1976、宇滝谷上平1977の1から1977の8まで、宇下河原東平1978、1979、1979の1から1979の5まで、宇上河原東平1980、1980の2、1981、1982の1、1982の2、1982の4から1982の6まで、宇アリミツ谷1983の1から1983の4まで、1983の6、1984から1987まで、1988の1、1988の2、1989から1991まで、宇ユウスリ東平1992、1993、1994の1、1994の2、1995、1996の1、1997から2016まで、2018の1、2019から2021まで、宇小松谷東平2022から2026まで、宇谷口東平2027から2035まで、2037、宇屋敷ノ元2039から2041まで、2042の1、2042の2、2043、2044、2045の1、2045の2、2046の1、2046の2、2047の1、2047の2、2048から2062まで、2063の1、2063の2、2064から2073まで、宇家ノ上平2074の1、2074の2、2075から2083まで、宇小松元上平2084、2086から2088まで、宇ノヲ美2089から2106まで、2109、2110、宇丸山谷2111、2113、2114、宇和類谷2115から2125まで、2125の1、2126、2126の1、2127から2133まで、2135の1から2135の7まで、2136、2137の1から2137の6まで、宇奥河原2138の1から2138の6まで、宇奥山2139の1から2139の7まで、宇上ミ奥山2140の1、2140の2、宇奥山上ミ平2141の1から2141の5まで、宇奥河原谷2143の1から2143の4まで、2144の1から2144の5まで、2145、宇丸山2146の1から2146の21まで、宇能海2147から2153まで、2154の1、宇小松谷奥2155から2157まで、2159、2160、2161の1、2161の2、2162から2167まで、宇家ノ上ミ2169、2171から2174まで、宇詰リ谷2175、2177から2181まで、2184から2186まで、2188から2190まで、宇小屋谷下モ2191の1から2191の13まで、宇船ヶ谷2193の1から2193の10まで、2194の1、2194の2、2195の1、2195の3、2195の4、2196から2198まで、宇宮ノ岡2199の1から2199の10まで、2201、2202の1から2202の8まで、宇ツマリ平上ミ2203の1から2203の8まで、宇ツマリ2204の1、2204の2、2205の1から2205の11まで、2206の1、2206の2、2207の1、2207の2、2208の1から2208の7まで、宇谷口西平2209から2211まで、宇小松谷西平2225から2236まで、2237の1から2237の13まで、2238から2240まで、宇ユウスリ西平2241の1、2241の2、2242、2243、2244の1、2244の2、2245の1から2245の5まで、2246の1、2246の2、2247の1から2247の5まで、宇アリミツ2248、2249の1、2249の3、2249の7から2249の24まで、2250の1、2250の6から2250の11まで、2251の1から2251の12まで、宇上河原西平2252の1から2252の3まで、2253の1から2253の

3まで、2254の1、2254の2、2255の1から2255の9まで、字下河原西平2256の1から2256の4まで、2256の7、2257、2258の1、字大ホラ谷2259、2260の2、2261の1、2262の1、2262の3、2263の1、2264の1、2265の1、字石ノ棚2266の1、2266の2、字柿ノ木平2268、字東カラ登2269、字石サシ2270、2271、2271の1、2272、字登尾東平2273、2273の1、2275、字ハケ谷2277、2278、2278の1、2279から2284まで、字林ノ谷2285、2286の1から2286の4まで、2286の6、2287から2289まで、2290の1、2290の2、2291から2293まで、2295から2301まで、字堂ヶ谷ヒラ2302から2304まで、2305の1から2305の5まで、2306、2307、2307の1、2309、2310、2310の1、2312から2314まで、2314の1、字荒神谷2315、2317から2319まで、2322から2325まで、2326の1から2326の8まで、2327から2335まで、2335の1、字カイチ2336の1、2336の2、2336の4から2336の7まで、2337から2339まで、字生姜谷2340、2340の1、2341、2346から2349まで、字風ヶ原谷2351の2から2351の17まで、2352、2353、字大ウツイ谷2355から2357まで、字小ウツイ谷2358から2360まで、字宮鼻西平2362の1、2362の2、字風ヶ原2364、2364の1、2365から2368まで、字西ノワタ2369から2372まで、2374、2376、2377、字ダン2378から2380まで、2381の1、2381の2、2382から2384まで、2387から2389まで、2391、2393から2395まで、字櫻段西平2397、2398の1から2398の4まで、2399、2400、2402から2405まで、2407の1、2409から2411まで、2413、2415、字宮ノ谷2417、2418、2418の1、2419から2426まで、2426の1、2427、2428、2428の1、2429から2435まで、2437から2440まで、2442から2444まで、字榎ヶ谷2445、2446の1、2446の2、2447の1から2447の3まで、2448から2455まで、字助右エ門谷2458から2464まで、2466から2469まで、字登リ尾西平2475、2476

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)